## 年金記録訂正請求に係る答申について

# 近畿地方年金記録訂正審議会 令和元年9月 13 日答申分

### ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900100号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900048号

#### 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 19 年 6 月 25 日は 52 万 7,000 円、平成 21 年 12 月 4 日は 24 万 7,000 円及び平成 23 年 6 月 24 日は 72 万 2,000 円とすることが必要である。

平成19年6月25日、平成21年12月4日及び平成23年6月24日の標準賞与額については、 保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年6月25日

② 平成21年12月4日

③ 平成23年6月24日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額52万7,000円、請求期間②において標準賞与額24万7,000円及び請求期間③において標準賞与額72万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 19 年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間、平成 21 年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間及び平成 23 年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び 日本年金機構の回答から、請求期間①は52万7,000円、請求期間②は24万7,000円及び請求 期間③は72万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが 必要である。 厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900101号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 1900049号

#### 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成21年12月4日は60万4,000円及び平成24年12月5日は25万1,000円とすることが必要である。

平成21年12月4日及び平成24年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月4日

② 平成24年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額60万4,000円及び請求期間②において標準賞与額25万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 21 年\*月\*日から平成 22 年\*月\*日までの期間及び平成 24 年\*月\*日から平成 25 年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は60万4,000円及び請求期間②は25万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900102 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1900050 号

#### 第1 結論

請求者のA社における平成 26 年 6 月 25 日の標準賞与額に係る記録を 21 万 7,000 円とすることが必要である。

平成26年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額21万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 26 年\*月\*日から平成 27 年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から 21 万 7,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900103 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1900051 号

#### 第1 結論

請求者のA社における平成 27 年 12 月 4 日の標準賞与額に係る記録を 76 万 7,000 円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額76万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 27 年\*月\*日から平成 29 年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、76万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900104 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1900052 号

#### 第1 結論

請求者のA社における平成25年12月5日の標準賞与額に係る記録を37万2,000円とすることが必要である。

平成25年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和61年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額37万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 25 年\*月\*日から平成 26 年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、37万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900105 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1900053 号

#### 第1 結論

請求者のA社における平成 27 年 12 月 4 日の標準賞与額に係る記録を 57 万 1,000 円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和62年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額57万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 27 年\*月\*日から平成 29 年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、57万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900106号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900054号

#### 第1 結論

請求者のA社における平成 27 年 12 月 4 日の標準賞与額に係る記録を 46 万 4,000 円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 平成元年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額46万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 27 年\*月\*日から平成 29 年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、46万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900107号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900055号

#### 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 21 年 12 月 4 日は 41 万 3,000 円、平成 23 年 12 月 5 日は 68 万 6,000 円及び平成 24 年 6 月 25 日は 6 万 4,000 円とすることが必要である。

平成21年12月4日、平成23年12月5日及び平成24年6月25日の標準賞与額については、 保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和55年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月4日

② 平成23年12月5日

③ 平成24年6月25日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額41万3,000円、請求期間②において標準賞与額68万6,000円及び請求期間③において標準賞与額6万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 21 年\*月\*日から平成 22 年\*月\*日までの期間及び平成 23 年\*月\*日から平成 25 年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は41万3,000円、請求期間②は68万6,000円及び請求期間③は6万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。